

令和8年2月  
滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会

会 議 録

令和8年2月4日 開会

令和8年2月4日 閉会

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会

# 令和8年2月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

## 目次

### ○会議録 [2月4日(水)]

出席議員の番号氏名	1
欠席議員の番号氏名	1
会議に出席した者の職氏名	1
議事日程	2
会議に付した事件	2
開会	3
諸般の報告	3
日程第1 会議録署名議員の指名	3
日程第2 会期の決定	3
日程第3 報告第1号 (地方自治法第180条議会の委任による専決処分について)	3
日程第4 発議第1号 (滋賀県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の 一部を改正する条例の制定について)	4
日程第5 議案第1号から議案第8号まで一括議題 (専決処分につき承認を求めることについて(滋賀県後期高齢者医療広 域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改 正する条例)他7件)	5
閉会	11

令和8年2月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

令和8年2月4日

開会 午後2時30分

閉会 午後2時48分

令和8年2月 滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会 会議録

招集年月日 令和8年2月4日（水曜日）

招集場所 広域連合議会議場（大津市民会館 2階 小ホール）

会議に出席した議員（17名）

1番	佐藤健司	2番	田島一成
4番	小西はげむ	5番	橋川涉
6番	森中高史	7番	竹村健
8番	岩永裕貴	9番	櫻本直樹
10番	松浦加代子	11番	今城克啓
12番	小椋正清	13番	角田航也
14番	堀江和博	15番	西田秀治
17番	西澤博一	18番	寺本純二
19番	久保久良		

会議に欠席した議員（2名）

3番	浅見宣義	16番	有村国知
----	------	-----	------

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	小西理	副広域連合長	伊藤定勉
副広域連合長	吉田和司	事務局次長	川端弥
		(兼会計管理者)	
総務企画課長	藤野剛志	業務課長	田辺公宏
(兼会計課長)			

職務のため出席した者の職氏名

書記	池田奈美	書記	筧諒真
----	------	----	-----

## 議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第1号  
(地方自治法第180条議会の委任による専決処分について(和解))
- 第4 発議第1号  
(滋賀県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について)
- 第5 議案第1号から議案第8号  
(専決処分につき承認を求めることについて(滋賀県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例)他7件)

## 会議に付した事件

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第1号  
(地方自治法第180条議会の委任による専決処分について(和解))
- 第4 発議第1号  
(滋賀県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について)
- 第5 議案第1号から議案第8号  
(専決処分につき承認を求めることについて(滋賀県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例)他7件)

## 議事の経過

開会 午後 2 時 3 0 分

(開会 開議)

○議長（岩永裕貴君） ただいまから、令和 8 年 2 月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議定例会を開会いたします。直ちに、本日の会議を開きます。

日程に先立ち諸般の報告をいたします。本日の出席議員は 17 名、欠席議員は 2 名。欠席議員は浅見宣義議員、有村国知議員であります。

次に、本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職・氏名は、お手元に配付いたしております文書のとおりでありますので、ご了承願います。

これより日程に入ります。

(日程第 1)

○議長（岩永裕貴君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 97 条の規定により、15 番西田秀治議員、17 番西澤博一議員を指名いたします。

(日程第 2)

○議長（岩永裕貴君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日 1 日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（岩永裕貴君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日間と決定いたしました。

(日程第 3)

○議長（岩永裕貴君） 日程第 3、広域連合長から報告第 1 号「地方自治法第 180 条議会の委任による専決処分について（和解）」が議会に提出されました。

報告書については、議席に配付しておりますとおりですので、ご了承願います。

(日程第4)

○議長(岩永裕貴君) 日程第4、発議第1号「滋賀県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

それでは、提出者から提案理由の説明を求めます。なお、発言につきましては全て自席にてお願いいたします。

○2番(田島一成君) はい、議長。

○議長(岩永裕貴君) はい、2番田島一成議員。

○2番(田島一成君) それでは、発議第1号の「滋賀県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

本条例につきましては、議会が保有する個人情報の適切な取り扱いを確保するため、令和5年4月1日付けで施行しておりますが、特定個人情報及び特定個人情報ファイルに関する規定の引用元である「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が、令和7年4月1日に一部改正されたことから、それにより生じた条ずれ2か所について改めるものでございます。

なお、本提案につきましては、広域連合議会会議規則第15条の規定により近江八幡市議会選出の小西はげむ議員のご賛成により提出提案をいたします。

何とぞ、議員各位のご賛成を賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

○議長(岩永裕貴君) 提案理由の説明が終わりました。

まず、発議第1号に対する通告による質疑はございません。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。発議第1号に対する通告による討論はございません。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りをいたします。

発議第1号「滋賀県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

(賛成議員 起立)

○議長(岩永裕貴君) ご着席ください。起立全員であります。よって、発議第1号は、

原案のとおり可決されました。

(日程第5)

○議長(岩永裕貴君) 日程第5、議案第1号から議案第8号までを一括議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

○広域連合長(小西理君) はい、議長。

○議長(岩永裕貴君) はい、連合長。

○広域連合長(小西理君) 本日は、議員の皆様方のご参集のもと、令和8年2月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開催し、諸案件の審議をお願いすることに当たりまして、その概要を説明いたしますとともに、諸般の報告をこの機会にさせていただきます。

まず、当広域連合における「医療費の動向」についてご説明申し上げます。

被保険者数は、令和7年12月末現在、21万9,057人となっており、直近3か月の対前年同月比伸び率が、令和4年3月末以来、約3年7か月ぶりに3%台を下回るなど、被保険者数の増加は目に見えて鈍化している状況であります。

また、令和7年度の一人当たりの医療給付費は、昨年3月から11月診療分までの範囲で、年度累計で比較すると、1.43%増と、やや増加傾向にあります。今年度に入り、一人当たり医療費に高止まりの傾向がみられることから、今後も医療費の動向に細心の注意を払いながら、引き続き、適正な医療の提供に取り組んでまいります。

次に、「第10期保険料率の改定」について申し上げます。

令和8・9年度の第10期におきましては、団塊の世代の全てが75歳に到達したことによる被保険者数の高止まりや、医療の高度化等に伴う一人当たり医療費の増加が見込まれるほか、子ども・子育て支援金の財源を医療保険の仕組みを通じて求める方式の導入や、12年ぶりとなる診療報酬のプラス改定など、国による医療保険制度改革の影響などを大きく受ける状況となっております。

保険料率の設定にあたりましては、被保険者の負担の増加に配慮するため、毎年度の決算剰余金から積立を行っておりました給付費等準備基金の令和6年度末基金残高のほとんどを取り崩し、第10期の財源として活用するとともに、健全な財政運営を確保することを第一義として慎重に検討してまいりました。

この結果、第10期の保険料率は、医療分において、被保険者均等割額5万5,380円、所得割率10.13%で、一人当たり平均保険料は年額9万6,608円となり、第9期と比べますと、1万4,826円、18.13ポイントの上昇となりました。また、令和8年度の子ども・子育て支援金分において、被保険者均等割額1,340円、所得割率0.25%となっています。

第10期保険料率の改定におきましては、被保険者に一定の負担を強いる結果となりますが、我が国の医療保険制度を持続可能な制度として堅持していくため、議員各位におかれましては、なにとぞご理解をいただき、ご審議いただきますようお願い申し上げます。

これらの、後期高齢者医療保険料における子ども・子育て支援金の賦課・徴収をはじめ、後期高齢者医療制度における令和8年度の資格確認書の暫定運用の継続対象者の基準設定や、金融所得の保険料等への反映、高額療養費の自己負担限度額の大幅な見直し、OTC類似薬の患者負担の見直しなど、昨年秋から年明けにかけて、後期高齢者医療を取り巻く環境は、これまでに例を見ない規模と速度で変化を続けております。

このような中において、今後とも引き続き被保険者が安心して、必要な時に必要な医療を受けられるよう、財政の健全化をはじめとした制度の着実な運営に努めるとともに、国の動向等について情報収集を行い、市町との連携を密にしながら、きめ細かな周知広報と丁寧な被保険者対応に尽力してまいりたいと考えておりますので、なにとぞご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

それでは、本日、今議会に提出しております議案につきまして、ご説明いたします。

議案第1号及び第2号は、「滋賀県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございまして、議案第1号は、令和7年12月26日付けで、滋賀県人事委員会勧告に準じて行った、12月分の期末手当、勤勉手当の支給割合の変更に関する専決処分について、議会の承認を求めるものでございます。

また、議案第2号も、第1号の同条例について、滋賀県人事委員会勧告に基づき、令和8年度の会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の変更を行うものでございます。

次に、議案第3号は、「滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございます。本件に関する主な改正内容は次の2点でございます。

1点目は、令和8・9年度の第10期保険料率につきまして、医療分においては、被保険者均等割額を4万8,604円から5万5,380円に、所得割率を9.56%から10.13%に、それぞれ改めるとともに、令和8年度の子ども・子育て支援金分として、新たに、被保険者均等割額を1,340円、所得割率を0.25%に定めるものでございます。

2点目は、「高齢者の医療の確保に関する法律施行令」の改正に伴い、令和8年度から賦課限度額を80万円から85万円へと改めるとともに、低所得者に対する保険料の軽減判定措置について、対象世帯に係る所得判定基準を改定するものでございます。

次に、議案第4号及び第5号は、令和7年度一般会計及び後期高齢者医療特別会計の補正予算でございます。

議案第4号の一般会計補正予算につきましては、保健事業などの各事業について、これまでの執行状況等を精査したことなどによりまして、計1,637万4,000円を減額するものでございます。

議案第5号の特別会計補正予算につきましては、保健事業を始めとする各事業について、これまでの執行状況等を踏まえて精査し、計6,845万6,000円を減額するものでございます。

次に、議案第6号及び第7号は、令和8年度当初予算でございます。

議案第6号の一般会計では、歳入歳出総額が1億2,154万2,000円であり、主な内容としましては、職員の人件費を含む事務局の運営費や、令和9年2月に予定している広域連合事務所の移転に係る関連経費などを計上しております。

次に、議案第7号の特別会計につきましては、歳入歳出総額で、令和7年度と比べて51億5,791万6,000円、2.6%増の2,052億365万2,000円を見込んでおります。

特別会計の大半を占める保険給付事業につきましては、被保険者数や一人当たり医療給付費の伸びを勘案し、2,014億5,839万9,000円を計上したところです。

次に、令和8年度より、すべての事業を特別会計において予算計上しております、保健事業ですが、健康診査や高齢者の保健事業と介護予防との一体的な実施事業、重複・頻回受診者訪問指導事業などの経費として、対前年度比28.1%増の約12億8,918万7,000円を計上しております。高齢者の健康寿命の延伸や医療費の適正化を目指し、引き続き、市町と協力して事業を推進してまいりたいと考えております。

また、医療費の適正化事業についても、引き続き取り組み、後期高齢者医療制度の安定運営に努めてまいります。

最後に議案第8号は、公平委員会委員の一人であります中川幸雄委員の、本年3月31日の任期満了に伴い、再度、同氏を公平委員会委員に選任することについて、議会の同意をお願いするものでございます。

以上、8件の議案につきまして、ご審議いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。議員各位におかれましては、ご審議のほどよろしくようお願い申し上げます。

○議長（岩永裕貴君） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

まず、議案第1号に対する通告による質疑はございません。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第1号に対する通告による討論はございません。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りをいたします。

議案第1号「専決処分につき承認を求めることについて（滋賀県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）」は、原案のとおり承認することに賛成の方のご起立を求めます。

（賛成議員 起立）

○議長（岩永裕貴君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第1号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第2号に対する通告による質疑はございません。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第2号に対する通告による討論はございません。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りをいたします。

議案第2号「滋賀県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

(賛成議員 起立)

○議長（岩永裕貴君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号に対する通告による質疑はございません。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第3号に対する通告による討論はございません。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りをいたします。

議案第3号「滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

(賛成議員 起立)

○議長（岩永裕貴君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号に対する通告による質疑はございません。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第4号に対する通告による討論はございません。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りをいたします。

議案第4号「令和7年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

(賛成議員 起立)

○議長（岩永裕貴君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第4号は、

原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号に対する通告による質疑はございません。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第5号に対する通告による討論はございません。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りをいたします。

議案第5号「令和7年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

（賛成議員 起立）

○議長（岩永裕貴君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号に対する通告による質疑はございません。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第6号に対する通告による討論はございません。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りをいたします。

議案第6号「令和8年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

（賛成議員 起立）

○議長（岩永裕貴君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号に対する通告による質疑はございません。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第7号に対する通告による討論はございません。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りをいたします。

議案第7号「令和8年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

(賛成議員 起立)

○議長（岩永裕貴君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号に対する通告による質疑はございません。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第8号に対する通告による討論はございません。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りをいたします。

議案第8号「滋賀県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて」は、原案のとおり同意することに賛成の方のご起立を求めます。

(賛成議員 起立)

○議長（岩永裕貴君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第8号は、原案のとおり同意することに決しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、令和8年2月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

なお、本日机上配付しました資料のうち、報告第1号（和解）については、回収をさせていただきますので、机の上に置いたままお帰りいただきますようお願いいたします。

お疲れ様でした。

閉会 午後2時48分

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第97条の規定により下記に署名する。

令和8年2月4日

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議長

岩 永 裕 貴

署 名 議 員

西 田 秀 治

署 名 議 員

西 澤 博 一